

令和7年12月19日

指定金融機関の名称の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、指定金融機関の名称を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

（1）変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	株式会社八十二銀行	株式会社八十二長野銀行	2026年1月1日

（2）変更の理由

株式会社長野銀行を吸収合併し、それに伴い名称を変更するため